従四位に叙する
三宅　郷美
従四位に叙する
福吉　清
正六位に叙する（以上五月二十七日）
（広島大学名誉教授）
入内島十郎
（大阪大学名誉教授）
黒田　英三
正四位に叙する（各通）
（東京工業高等専門学校名誉教授）
潮　秀樹
従四位に叙する（以上五月二十八日）
○叙勲
旭日単光章を授ける（五月二十二日）
（和歌山県議会議員）
加藤　軍一
旭日双光章を授ける
泉　正徳
旭日単光章を授ける（以上五月二十三日）
川野　長次
内海　輝雄
福森　節
丸田　守夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
矢口　正
瑞宝単光章を授ける（以上五月二十一日）
石井　春雄
稲垣　君子
大植　英夫
大枝　健
奥本　実
小田　晥正
小林　誠
竹田　静夫
丹生　善喜
又吉　盛輝
丸屋　眞廣
山田　孝
瑞宝双光章を授ける（各通）
山野　**邉**信子
瑞宝単光章を授ける（以上五月二十二日）
中山　和広
伊藤　昭彦
瑞宝小綬章を授ける
清水　征令
堀尾　嗣美
松浦　俊子
若原　隆政
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月二十三日）
尾崎　恭一
瑞宝双光章を授ける
池田　眞治
古澤　広幸
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十四日）
山崎　好夫
瑞宝双光章を授ける（五月二十六日）
福吉　清
瑞宝双光章を授ける（五月二十七日）
（大阪大学名誉教授）
黒田　英三
瑞宝中綬章を授ける
（東京工業高等専門学校名誉教授）
潮　秀樹
瑞宝小綬章を授ける（以上五月二十八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月二十五日午後七時二十分御出門、小児がん征圧キャンペーン・チャリティーコンサート「生きる二〇一八～小児がんなど病気と闘う子どもたちとともに～」を御鑑賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行幸啓、同九時三十六分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、六月二十三日午後三時三十九分御出門、「小山実稚恵の世界」～ピアノで綴るロマンの旅～アンコール公演を御鑑賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行啓、同五時三十六分還啓になった。

御答信

天皇陛下から五月二十五日アゼルバイジャン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月十三日御答信があった。

天皇陛下から四月三日セネガル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月十五日御答信があった。

天皇陛下から六月六日グアテマラ国大統領閣下へ発せられた御見舞電報に対し、同月十八日御答信があった。

公告

諸事項

工場財団

福島県相馬市光陽二丁目2番21号エム・セテック相馬工場内**相馬エネルギーパーク合同会社**の工場財団に福島県相馬市光陽二丁目2番地30相馬石炭・バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年6月28日

福島地方法務局相馬支局

酒類の地理的表示として北海道を指定する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の6第1項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第2項の規定に基づき、次の地理的表示を指定したので、表示基準第8項の規定に基づき公告する。

平成30年6月28日

国税庁長官心得　藤井　健志

名　称	北海道
産地の範囲	北海道
酒類区分	ぶどう酒
生産基準	（酒類の原料及び製法に関する事項） ・原料 果実に北海道で収穫されたぶどう（次に掲げる品種に限る。）のみを用いたものであること。 ヴィニフェラ種（ミュラー・トゥルガウ、ケルナー、バッカス、ペルレ、ゲヴュルツトラミナー、リースリング、モリオ・マスカット、シーガレーベ、イルザイ・オリベル、シャルドネ、ソーヴィニヨン・ブラン、ピノ・ブラン（ヴァイスブルグンダー）、ピノ・グリ、トネル）、ミュスカ（マスカット・オトネル）、ムスカテラー、ツバイゲルト、レンベルガー、トロリンガー、ノワールンフェルダー、ピノ・ノワール（シュペートブルグンダー）、メルロー、カベルネ・ソーヴィニヨン、アルモ・ノワール、カベルネ・フラン、カベルネ・カベルネ・ミトス、カベルネ・ドルサ、アコロン、バラフ）、ラブラスカ種（ケイヤガ、ボートランド、デラーリー、キャンベル・アーリー、ニューヨーク・マスカット、コンコード、レッド・ナイアガラ）、ヤマブドウ種（ヒマラヤ、アムレンシス、コワニティ）、ハイブリッド種（セイベル9110、セイベル5279、セイベル10076、セイベル13053、清見、ふらの2号、清舞、山幸、清見とヤマソーヴィニヨン、山ブレッドニア、レンシスのハイブリッド、ロンド、ゲヴュルツトラミネール、ロンド、アムレンシス、マスカット・ハンブルグ、アムレンシス（北醇）、松5号）

酒税法第3条第13号に規定する「果実酒」の原料を用いたものであること。ただし、同法第3条第13号ニに規定する香味料は、ぶどうの果汁又はぶどうの収穫後果汁（いずれも北海道で収穫されたぶどうのみを原料としたものに限る。）に限り用いることができる。

果汁糖度が、ヴィニフェラ種は16.0%以上、ラブラスカ種は13.0%以上、ヤマブドウ種及びハイブリッド種は15.0%以上であるぶどうを栽培期間の天候が不順であった場合には、当該ぶどうを用いること。ただし、当該ぶどう栽培期間を含む暦年内に収穫されたぶどうに限り、それぞれの必要糖度を1.0%下げることができる。

原則として木、アルコール及びスピリッツを使用していないこと。他の容器に移し替えることなく移出することを予定した容器内で発酵させたものに、当該容器に加える場合に限り使用すること。

・製法

酒税法第3条第13号に規定する「果実酒」の製造方法によりの製造方法において製造されたもの北海道内において製造された果実酒等であり、「果実酒等の製造品質表示基準」（平成27年10月国税庁告示第18号）第3号に規定する「日本ワイン」であること。

酒税法第3条第13号ロ、ハ又はニに規定する製造方法により、糖類を加える場合には、その加えた糖類の重量の合計が、果実にこれを含まれる糖類の重量以下であること。

酒税法第3条第13号ニに規定する「香味料」（以下単に「香味料」という。）を加える場合は、当該加える香味料に含有される糖類の重量が当該香味料を加えた後の果実酒の重量の100分の10を超えないこと。

補酸する前の果汁の総酸値が7.5g／L未満である場合の補酸は、官能的に酸味を増す目的とみなし認められない。ただし、果汁糖度が21%以上であり、かつ、補酸する前の果汁の総酸値が7.5g／L以上の場合に限り、色調の安定化、亜硫酸調整等の